

寒河江市告示第 20 号

寒河江市犯罪被害者等見舞金支給要綱を次のとおり定める。

令和 7 年 4 月 1 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、寒河江市犯罪被害者等支援条例（令和 5 年市条例第 12 号）

第 4 条第 1 項の規定に基づく犯罪被害者等への支援として実施する犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

- (4) 重傷病 負傷又は疾病であつて、その療養の期間が1月以上で、かつ、通算3日以上入院を要すると医師が診断したものをいう。ただし、当該疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であるものをいう。

(見舞金の支給対象者)

第3条 市長は、犯罪被害に係る犯罪行為が行われた時において本市に住所を有する犯罪被害者の犯罪被害に関し、当該犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は当該犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者に対し、見舞金を支給する。

- 2 見舞金の支払は、当該犯罪行為につき1回とする。

(見舞金の種類及び額)

第4条 見舞金の種類及び額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

- 2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡したときは、当該犯罪被害者の遺族に対して、同項第1号に掲げる額から既に支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額を追加で支給するものとする。ただし、当該犯罪行為を受けた日から起算して2年を経過して死亡した場合は、支給しない。

(遺族見舞金の支給対象者の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者の死亡の時に
おいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)

- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が遺族見舞金を支給すべきと認めた者
- 2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。
- 3 前項の場合において、先順位の遺族又は既に第10条の規定により遺族見舞金の支給の決定を受けている同順位の遺族が存在する遺族にあつては、遺族見舞金の支給を受けることができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡により遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(重傷病見舞金の支給対象者)

第6条 重傷病見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者とする。

(支給の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、見舞金を支給しない。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、第1順位遺族（第5条第2項の規定により、第1順位となる遺族をいう。以下同じ。）又は犯罪被害者とその加害者との間に夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、直系血族（親子については、縁組の届出を

していないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)又は3親等内の親族(夫婦又は直系血族を除く。以下同じ。)に該当する親族関係があった場合(当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合を除く。)

ア 第1順位遺族又は犯罪被害者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第13条に規定する保護命令が発せられている場合

イ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(2) 犯罪被害者に次に掲げるいずれかの行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等により当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪被害に関連する著しく不正な行為

エ その他犯罪被害者にその責めに帰すべき行為

(3) 第1順位遺族又は犯罪被害者が、当該犯罪行為に対する報復として、加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えた場合

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、第1順位遺族又は犯罪被害者とその加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認める場合

(支給の申請)

第8条 遺族見舞金の支給を申請しようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、寒河江市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害の状況を確認することができる書類
- (2) 犯罪被害者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する者であったことを証明する書類又はその写し
- (3) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- (4) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を確認できる戸籍の謄本又は抄本その他これらを確認することができる書類
- (5) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡した際に、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者は、その事実を確認することができる書類
- (6) 申請者が、犯罪被害者の配偶者以外のものであるときは、犯罪被害者の第1順位遺族であることを証明できる書類
- (7) 申請者が第5条第1項第2号に規定する者であるときは、犯罪行為が行われた時において犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を申請しようとする者は、寒河江市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害の状況を確認することができる書類
- (2) 犯罪被害者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する者であったことを証明する書類又はその写し
- (3) 医師の診断書又はその写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の場合において、やむを得ない事情により支給対象者が申請することができないときは、当該支給対象者に代わって、次に掲げる者（以下「代理申請者」という。）が申請することができる。この場合において、代理申請者は、前2項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる代理申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類を申請書に添えるものとする。

- (1) 前条第1号に規定する親族関係にある者 支給対象者との続柄を確認することができる戸籍謄本若しくは抄本その他のこれらを確認することができる書類
- (2) 法定代理人 法定代理人であることを証明する書類
- (3) その他市長が認める者 市長が必要と認める書類

（申請の期限）

第9条 前条の規定による申請は、犯罪被害を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害があった日から7年を経過したときは、行うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に前条の規定による申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、同条の申請をすることができる。

(支給の決定)

第10条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、犯罪捜査の権限のある機関の意見を聴いた上で、見舞金の支給の可否を決定し、寒河江市犯罪被害者等見舞金（不支給）決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(見舞金の支給)

第11条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、寒河江市犯罪被害者等見舞金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(見舞金の支給の取消し及び返還)

第12条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金の支給の決定を取り消し、既に支給した見舞金があるときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 第7条各号に該当することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給の決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の取消し及び返還を命ずるときは、寒河江市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為による

犯罪被害について適用する。

寒河江市長 様

申請者(支給対象者) 住所
氏名
電話

寒河江市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

寒河江市犯罪被害者等見舞金支給要綱第8条第1項の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

記

犯罪被害者	フリガナ					
	氏名					
	生年月日	年	月	日		
	犯罪行為の時点の住所					
	死亡年月日	年	月	日		
犯罪行為の日時		年	月	日	午前・午後	時頃
犯罪行為の場所						
犯罪被害者との関係 (※□へのチェックと続柄への丸印を付すこと)		1□犯罪被害者の配偶者（事実婚の者を含む。） 2□犯罪被害者と生計を一にする子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 3□「2」に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 4□その他（				
取扱警察署		都・道・府・県			警察署	
被害届受理番号		年	月	日	第	号
被害の状況		(被害届の内容) (※別紙に記載することも可)				
重傷病見舞金の支給の有無		☐ 有 ☐ 無				
ほかの第1順位の遺族	氏名	犯罪被害者との続柄	生年月日	住所		
			.	.		
			.	.		

- 添付書類 ※該当する□の枠にチェックをしてください。
- ☐ 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類又はその写し（必須）
 - ☐ 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄が確認できる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書（市外の方の場合等）
 - ☐ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡した際に、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者は、その事実を確認することができる書類
 - ☐ 申請者が犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）以外の者であるときは、犯罪被害者の第1順位遺族であることを証明できる書類（上記関係2・3・4の一部）
 - ☐ 申請者が犯罪被害者と生計を一にする者であるときは、犯罪行為が行われた時においてその事実を確認することができる書類（上記関係1の一部、上記関係2の一部）
 - ☐ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【誓約事項】

(裏)

- 1 犯罪被害者及び私と加害者との間に以下の親族関係はありません。
 - (1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合も含みます。）
 - (2) 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含みます。）
 - (3) 上記(1)及び(2)以外の3親等内の親族
ただし、犯罪発生時に親族関係が事実上破綻していたと認められる事情がある場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合を除きます。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第13条の規定による命令が発せられている場合
 - イ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合（当該犯罪行為により犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じた場合に限る。）
 - (ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合
 - (イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合
 - (ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合
- 2 犯罪被害者が、当該犯罪行為を教唆若しくはほう助等する行為をし、又は過度の暴力、脅迫、重大な侮辱等により当該犯罪行為を誘発した事実はありません。また、その他当該犯罪被害について著しく不正な行為をする等犯罪被害者の責めに帰すべき行為はありません。
- 3 第1順位遺族又は犯罪被害者は、寒河江市補助金交付規則（昭和31年規則第2号）第2条の3に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他暴力団を利するおそれがある者ではありません。
- 4 第1順位遺族又は犯罪被害者が、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたことはありません。

【同意事項】

- 1 私は、寒河江市が見舞金の支給を決定するに当たり、関係する公簿等を閲覧又は取得し、警察その他の関係機関に対し、この支給申請書の内容その他当該支給の決定に必要な事項について調査又は照会し、その報告を求めることに同意します。
- 2 この申請について第1順位の遺族が複数人いる場合又は当該支給の決定を受けた後に、他に見舞金を受けるべき遺族が判明した場合等、この見舞金の受給について調整が必要となる場合は、私の責任において解決します。

上記内容に相違がないことを誓約します。上記内容が事実と相違することが判明した場合は、見舞金を返還します。

年 月 日

申請者(支給対象者)署名

代理申請者（※申請者がやむを得ない事情により申請手続きができず、申請者に代わって手続をする場合のみ記載してください。この場合、上記の署名は記名押印。）

（※やむを得ない事情）（※別紙に記載することも可）

（代理申請者）住所

氏名

（署名）

電話

申請者(支給対象者)との関係

☐ [添付書類] 支給対象者と代理申請者の関係（続柄等）を確認することができる書類

寒河江市長 様

申請者(支給対象者) 住所
氏名
電話

寒河江市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

寒河江市犯罪被害者等見舞金支給要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり重傷病見舞金の支給を申請します。

記

犯罪被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為の 時点の住所	
犯 罪 行 為 の 日 時		年 月 日 午前・午後 時頃
犯 罪 行 為 の 場 所		
取 扱 警 察 署		都・道・府・県 警察署
被 害 届 受 理 番 号		年 月 日 第 号
被 害 の 状 況		(被害届の内容) (※別紙に記載することも可)

添付書類 ※該当する□の枠にチェックをしてください。
□ 申請者が重傷病を負った年月日及びその状態並びに療養に要する期間に関する医師の診断書
又はその写し
□ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【誓約事項】

- 1 犯罪被害者及び私と加害者との間に以下の親族関係はありません。
 - (1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合も含みます。）
 - (2) 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含みます。）
 - (3) 上記(1)及び(2)以外の3親等内の親族
ただし、犯罪発生時に親族関係が事実上破綻していたと認められる事情がある場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合を除きます。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第13条の規定による命令が発せられている場合
 - イ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合（当該犯罪行為により犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じた場合に限る。）
 - (ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合
 - (イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合
 - (ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合
- 2 犯罪被害者が、当該犯罪行為を教唆若しくはほう助、又は過度の暴力、脅迫、重大な侮辱行為等により当該犯罪行為を誘発した事実はありません。また、その他犯罪被害について著しく不正な行為及び犯罪被害者の責めに帰すべき行為はありません。
- 3 犯罪被害者又は犯罪被害者及び代理申請者は、寒河江市補助金交付規則（昭和31年規則第2号）第2条の3に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他暴力団を利するおそれがある者ではありません。
- 4 犯罪被害者又は犯罪被害者及び代理申請者は、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたことはありません。

【同意事項】

私は、寒河江市が見舞金の支給を決定するに当たり、関係する公簿等を閲覧・取得し、また、警察その他の関係機関に対して、この支給申請書の内容その他当該支給の決定に必要な事項について調査又は照会し、その報告を求めることに同意します。

上記内容に相違がないことを誓約します。上記内容が事実と相違することが判明した場合は、見舞金を返還します。

年 月 日

申請者(支給対象者)署名

代理申請者（※申請者がやむを得ない事情により申請手続きができず、申請者に代わって手続きをする場合のみ記載してください。）

（※やむを得ない事情）（※別紙に記載することも可）

（代理申請者）住所

氏名

（署名）

電話

申請者(支給対象者)との関係

☐ [添付書類] 支給対象者と代理申請者の関係（続柄等）を確認することができる書類
（戸籍謄本や抄本その他の証明書、又は、法定代理人・関係者等であることを確認できる書類等）

年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった寒河江市犯罪被害者等見舞金（ 遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金 ）の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	☐ 支給 ☐ 不支給
支 給 決 定 額	円
不 支 給 の 理 由 (※)	

※決定区分が「支給」の場合、この欄は空欄とします。

年 月 日

寒河江市長 様

請求者(受給決定者) 住所

氏名 印

電話

寒河江市犯罪被害者等見舞金請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定があった犯罪被害者等見舞金について、寒河江市犯罪被害者等見舞金支給要綱第11条の規定により請求します。

記

犯罪被害者等見舞金の種類	☐ 遺族見舞金 ☐ 重傷病見舞金
請求金額	円

【振込口座】

支払方法	口座振込							
振込先 (銀行名・支店名)								
口座番号	普通・当座							
口座名義人 (カタカナ)								

※振込口座について

寒河江市犯罪被害者等見舞金支給要綱第11条の規定により、代理申請の場合でも支給対象者（受給決定者）名義の口座を指定しなければなりません。ただし、これにより難しいときは、その理由を市長が認めた場合に限り、代理申請者に支給します。

※代理申請者の口座を指定する場合は、下記を記入してください。

下記理由により、代理申請者の口座に振り込みますようお願いいたします。

代理申請者(署名押印) 印

(※理由)

※上記理由を認め、代理申請者の口座に振り込むことを認めます。

年 月 日 寒河江市長 印

第 号
年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付け 第 号により支給決定をした寒河江市犯罪被害者等見舞金（ 遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金 ）については、寒河江市犯罪被害者等見舞金支給要綱第 1 2 条の規定により当該支給決定を取り消し、支給した見舞金の返還を命じます。

記

取消し及び返還の理由			
返還金額	円	返還期限	年 月 日
返還方法			